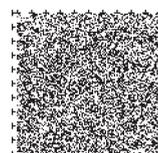


# 第2次久喜市障がい者計画 第5期久喜市障がい福祉計画 第1期久喜市障がい児福祉計画 【概要版】

ともに生き ともに暮らす 地域共生社会づくり



平成30(2018)年3月



# ごあいさつ



本市におきましては、平成22（2010）年3月23日の合併後、平成24（2012）年3月に「久喜市障がい者計画・障がい福祉計画」を、平成27（2015）年3月には、障害福祉サービス等の今後3か年の見込み等を掲げた「第4期久喜市障がい福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいりました。

この間、国においては、平成24（2012）年10月に「障害者虐待防止法」、平成25（2013）年4月に「障害者総合支援法」、平成28（2016）年4月に「障害者差別解消法」を施行し、また、平成30（2018）年4月からは「障害者総合支援法」の改正により、今後の障がい者の地域生活への支援に向けて、障害福祉サービスのさらなる充実が図られることとなりました。

本市では、こうした国の制度改正や社会情勢の変化に的確に対応し、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、「第2次久喜市障がい者計画・第5期久喜市障がい福祉計画・第1期久喜市障がい児福祉計画」を策定し、地域の相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置等による相談体制の充実、緊急時の受け入れや相談等に対応した地域生活支援拠点の整備などについて盛り込んだところでございます。

障がいのある人がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らしていける共生社会の実現は、障がいのある人やその家族の願いです。

本市では、「ともに生き ともに暮らす 地域共生社会づくり」を基本理念とし、障がいのある人もない人も、全ての人が住み慣れた地域で、共に育ち、学び、活躍できる共生社会の実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました久喜市障がい者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、市内の各障がい者団体の皆様、市民意見提出制度（パブリック・コメント）において貴重なご意見をお寄せいただいた、多くの市民及び関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

平成30（2018）年3月

久喜市長 田中暄二

## 計画の位置付け

### 第2次久喜市障がい者計画

障害者基本法に基づく、本市の障がい者施策全般に係る総合的な計画です。

### 第5期久喜市障がい福祉計画

障害者総合支援法に基づく、障害福祉サービスや地域生活支援事業の見込み量や提供体制の確保に関する計画です。

### 第1期久喜市障がい児福祉計画

児童福祉法に基づく、障がい児への福祉サービスの見込み量や提供体制の確保に関する計画です。

## 計画の期間

### 第2次久喜市障がい者計画

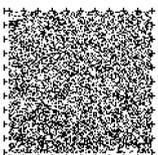
平成30（2018）年度から  
平成35（2023）年度までの6か年

### 第5期久喜市障がい福祉計画

平成30（2018）年度から  
平成32（2020）年度の3か年

### 第1期久喜市障がい児福祉計画

平成30（2018）年度から  
平成32（2020）年度の3か年



## ともに生き ともに暮らす 地域共生社会づくり

久喜市では、障がい福祉のあるべき姿として、その基本理念に「ともに生き ともに暮らす 地域共生社会づくり」を掲げ、障がいのある人もない人も全ての人がともに生き、ともに安心して暮らせる地域社会づくりを目指します。

また、推進の具体的な立場、実践・行動の理念として、市民一人ひとりの存在を最大限に尊重することを強調し、「社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）」「連帯（ノーマライゼーション）」「復権（リハビリテーション）」を掲げます。

### 社会的包摂 ソーシャル インクルージョン

人と人の新しいつながりを求めて、障がいのある人もない人も全ての人が社会の構成員として互いに包み支え合う社会をつくるという考え方

### 連帯

#### ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も地域で生活が送れるような条件を整え、ともに生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方

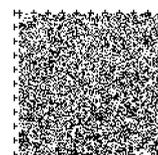
### 復権

#### リハビリテーション

ライフステージの全ての段階において、主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方の回復獲得をめざすという考え方

## 計画の視点

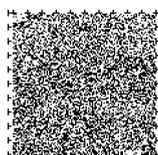
1	<b>バリアフリー社会の実現</b> あらゆる機会や場面を通じて、社会的・物理的なバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーも促進し、安全で豊かな地域社会を目指します。
2	<b>総合的な支援が受けられる地域社会の実現</b> 適切な情報やサービスの提供など、障がいのある人が安心して暮らしていけるよう、総合的な支援を受けられる地域社会の実現を目指します。
3	<b>障がい者・児を地域全体で支える体制づくり</b> 障がい者・児の生活を地域全体で支えるために、行政だけでなく、市民や民間事業者や団体等が協働して、多様で広範な取り組みを進めることのできる体制づくりを目指します。



## 障がい者計画の体系

本計画は、以下のような体系の下で施策・事業を展開していきます。

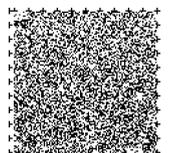
分野	施策の柱
1 権利擁護・障がい理解	(1) 心のバリアフリーの促進
	(2) 権利擁護の推進
2 地域生活支援	(1) 訪問系サービスの推進
	(2) 日中活動系サービスの推進
	(3) 居住系サービスの推進
	(4) 補装具の給付・貸与
	(5) 地域生活支援の推進
	(6) 自立支援の推進
	(7) 障がい児への福祉サービスの推進
3 就労支援	(1) 就労の促進
4 保健・医療	(1) 保健活動の推進
	(2) 療育体制の充実
	(3) 保健医療体制の充実
5 教育・保育	(1) 特別支援教育の充実
6 生涯学習・スポーツ・文化活動	(1) 生涯学習・スポーツ・文化活動の振興
7 生活環境	(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくり
8 安全・安心なまちづくり	(1) 防災対策の強化
	(2) 防犯対策の強化



## 障がい福祉計画の基本的な考え方

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 施設・病院から地域生活への移行促進、地域生活の継続のための支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取り組み

## サービスの体系



## 障がい福祉計画の成果目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

平成 28 (2016) 年度末時点の施設入所者数	135人
【成果目標】平成 32 (2020) 年度末までの地域生活への移行者数	13人 (上記の約9%)

◆考え方：国の基本指針に基づき、設定します。

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【成果目標】平成 32 (2020) 年度末の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置に向けて検討
----------------------------------------------	----------

◆考え方：平成32(2020)年度末までに、本市の実情に応じた協議の場の設置に向けて検討します。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

【成果目標】平成 32 (2020) 年度末の地域生活支援拠点整備数	整備に向けて検討
------------------------------------	----------

◆考え方：平成32(2020)年度末までに、国が示す地域生活支援拠点の整備手法である※多機能拠点整備型や※面的整備型を含め、本市の実情に応じた拠点等の整備に向けて検討します。

※多機能拠点整備型：グループホームや入所施設等に複数の機能を付加する手法

※面的整備型：既存の事業所等に機能を分担する手法

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

平成 28 (2016) 年度の一般就労への移行実績	6人
【成果目標】平成 32 (2020) 年度の一般就労への移行者数	9人 (上記の約1.5倍)

◆考え方：国の基本指針に基づき、設定します。

平成 28 (2016) 年度末における就労移行支援事業の利用者数	31人
【成果目標】平成 32 (2020) 年度末における就労移行支援事業の利用者数	38人 (上記より約2割増加)

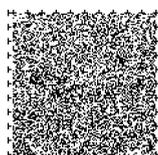
◆考え方：国の基本指針に基づき、設定します。

【成果目標】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所	1箇所
----------------------------	-----

◆考え方：国の基本指針に基づき、設定します(市内事業所が1箇所のため、当該事業所の達成を目標として設定)。

【成果目標】就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	8割
---------------------------------------	----

◆考え方：国の基本指針に基づき、設定します。



## 障がい児福祉計画の基本的な考え方

### ・障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児とその家族へのライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援提供体制の構築

## 障がい児福祉計画の成果目標

### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【成果目標】児童発達支援センターを1箇所以上設置	設置に向けて検討
--------------------------	----------

◆考え方：平成32（2020）年度末までに、設置に向けて検討します。

【成果目標】保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築済
---------------------------	-----

◆考え方：保育所等訪問支援を利用できる体制は、既に構築済みです。

### (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【成果目標】重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1箇所以上設置	設置に向けて検討
--------------------------------------	----------

【成果目標】重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所以上設置	設置に向けて検討
------------------------------------------	----------

◆考え方：平成32（2020）年度末までに、設置に向けて検討します。

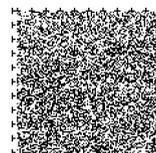
### (3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【成果目標】医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置に向けて検討
--------------------------------	----------

◆考え方：平成30（2018）年度末までに、設置に向けて検討します。

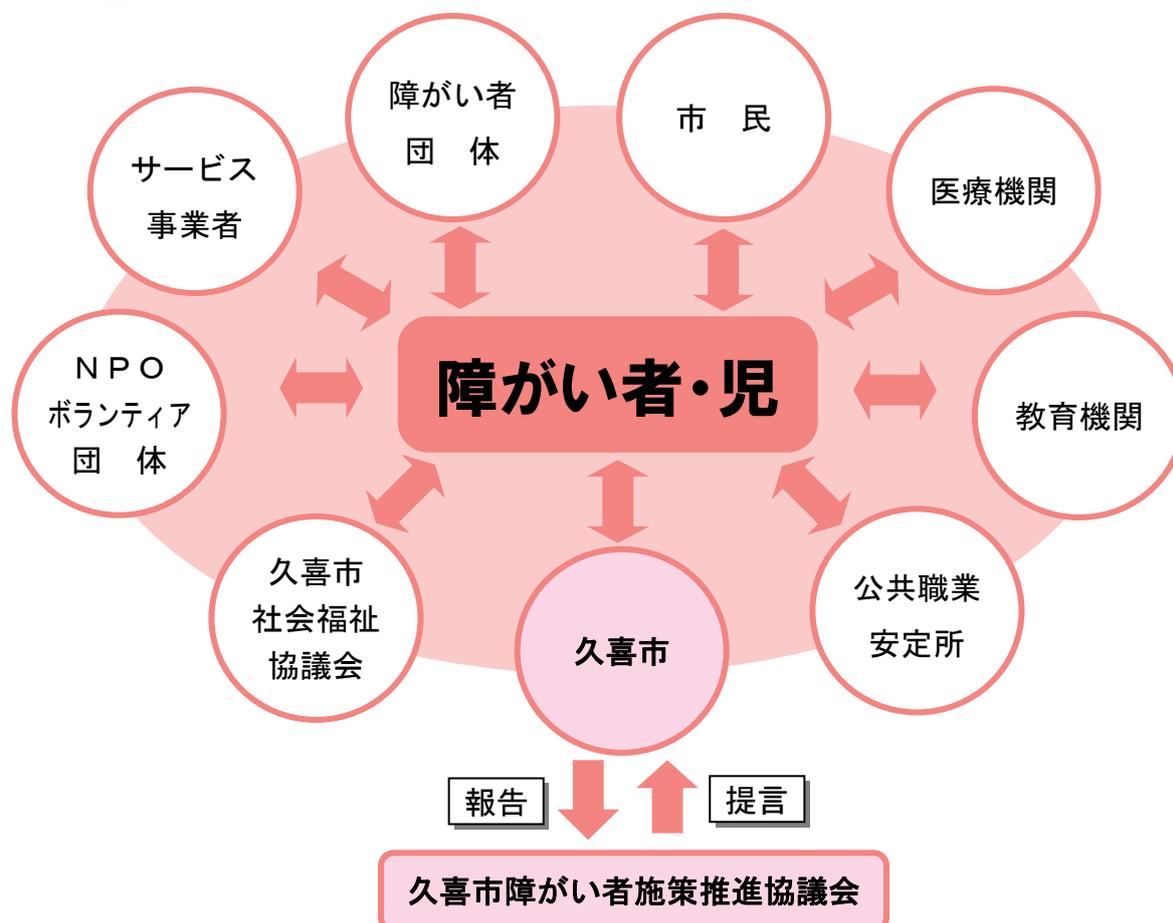
## 計画の評価と見直し

平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)	平成35年度 (2023年度)
第2次久喜市障がい者計画					見直し
第5期久喜市障がい福祉計画 第1期久喜市障がい児福祉計画		次期計画			



## 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市の関係部署が連携して施策や事業に取り組むとともに、障がい者団体やサービス事業者、久喜市社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体、医療機関、教育機関、公共職業安定所、その他関係者・関係団体等と連携し、全ての市民の協力のもと、久喜市全体で「ともに生き ともに暮らす 地域共生社会づくり」の実現を目指します。



第2次久喜市障がい者計画  
第5期久喜市障がい福祉計画  
第1期久喜市障がい児福祉計画  
【概要版】

平成30（2018）年3月  
〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3  
電話：0480-22-1111（代）  
FAX：0480-23-0699  
E-mail：shogaifukushi@city.kuki.lg.jp  
URL：http://www.city.kuki.lg.jp/

**リサイクル適性** 

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

○この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。

○リサイクル適正の表示  
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。

○この概要版は3,000部作成し、1部あたりの単価は60円です。

